

2010年10月6日

メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)
～ブラジルの金融取引税引き上げについて～

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

10月4日、ブラジル財務省は、海外投資家のブラジル・レアル建て債券購入時の為替取引にかかる税金、いわゆる金融取引税 (IOF税) の税率を現行の2.0%から4.0%に引き上げることを発表しました。当該税率は10月5日より適用されます。なお当該税率の変更によって現在ファンドで保有するブラジル債券への影響はなく、新規に購入される債券に関して当該税率が適用されることとなります。

【金融取引税 (IOF税) 引き上げの背景について】

ブラジルは09年10月、海外からの資本流入加速による急激なレアル高を回避する目的で、金融取引税 (IOF税) 率を2.0%としました。しかしブラジルの政策金利は10.75%と高水準であることなどを背景に、海外からの資本流入は継続しており、ブラジル・レアルは主要国通貨に対して上昇基調で推移しております。今回の措置も前回と同様に、資本流入の加速を抑制し、通貨ブラジル・レアルの上昇を抑制する目的で行なわれました。

【今後の運用方針について】

今回の金融取引税引き上げによって、前回の税率引き上げ時と同様に短期的には通貨、債券ともに下落する展開を予想しております。しかしブラジルの経済成長率や金利水準は高く、ファンダメンタルは堅調であることから通貨の上昇基調は継続し、今回の措置は限定的なものになる可能性が高いと考えております。

ブラジル債券については、現地通貨建て債券は購入時に課税されるものの、引き続き魅力的な投資対象であると考えております。為替 (ブラジル・レアル) については、短期的な下落を見込んでおり、ベンチマーク比低めの組み入れとしておりますが、長期的には上昇も見込まれるため、ファンド内での保有は高位を維持いたします。

スタンディッシュ社では、引き続き経済情勢や市場動向を注視して運用を行って参ります。

(ご参考)

2010年8月末時点におけるマザーファンドの組入れ比率

ブラジル債券:6.6% ブラジル・レアル:8.5%

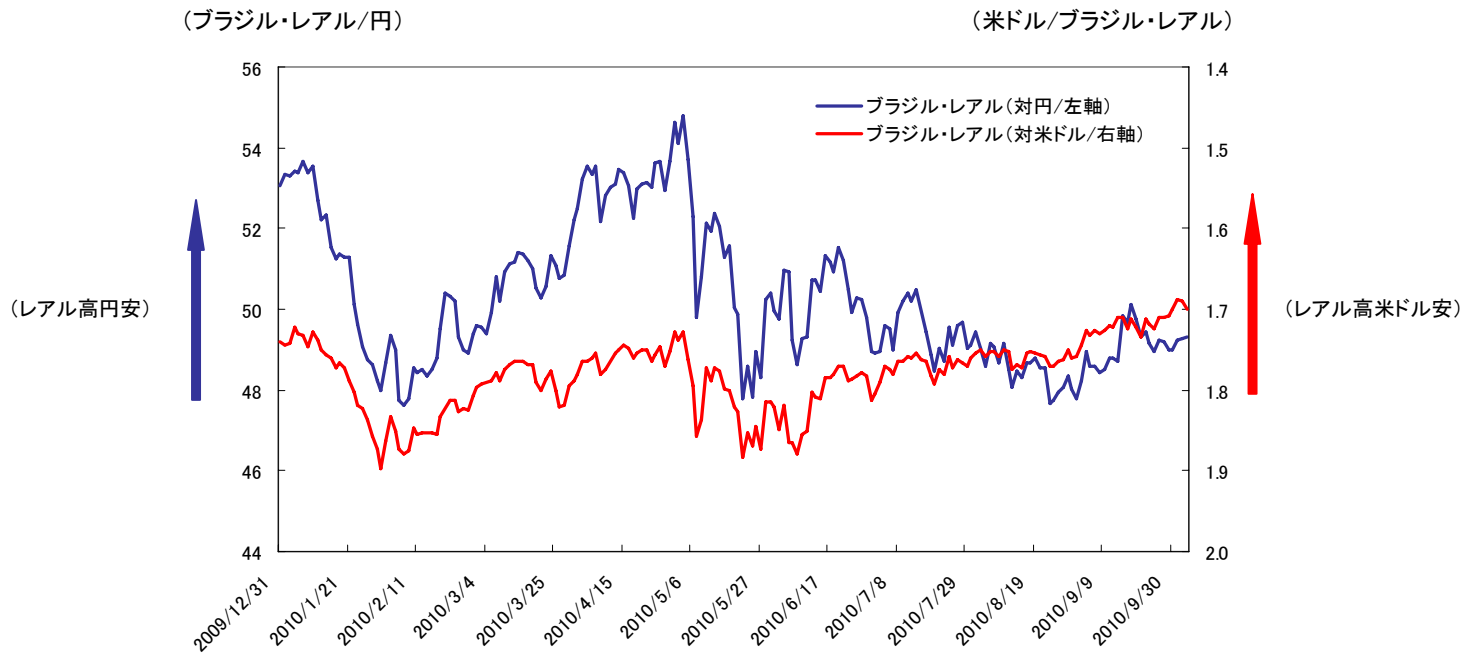
(2010年8月末時点におけるベンチマーク[※]のブラジル組入比率:債券・通貨とも各7.8%)

※ベンチマークは JP モルガン GBI-EM Diversified 指数 (ヘッジなし、円ベース) です。

以上

【ご参考】

ブラジル・レアル(対米ドル、対円)の推移
(2009年12月31日～2010年10月5日)



出所:ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

＜ファンドのリスク＞

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 直接ご負担いただく費用

○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○ご換金手数料:ありません。

○信託財産留保額:ありません。

- 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

- 設定・運用は

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会